

## 規 則

興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第八十九号

興行場法施行細則の一部を改正する規則

興行場法施行細則（昭和五十九年埼玉県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四 法第二条第一項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

第三条第一号中「戸籍謄本」の下に「又は不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百四十七条第五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

第六条を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第1条関係）

興行場営業許可申請書				
				年 月 日
(宛先)				
埼玉県		保健所長		
住所				
氏名又は名称及び代表者の氏名				
電話				
次のとおり営業の許可を受けたいので、申請します。				
1 興行場の名称				
2 興行場の所在地	(電話 )			
3 興行場の種別	映画館 スポーツ施設 その他 ( )			
4 入場定員数	椅子席 人	座り席 人	立見席 人	計 人
5 興行場の構造設備	別紙のとおり			
6 建築確認の有無	有( 年 月 日第 号)		(1) 検査済証交付 ( 年 月 日第 号)	
	無(理由 )		(2) 検査済証未交付 (理由 )	
7 衛生に関する業務に係る責任者	住 所			
	氏 名			
8 営業開始予定年月日	年 月 日			
9 仮設又は臨時の興行場の興行期間	年 月 日から			
	年 月 日まで			
10 申請理由の別	新規 ・ 営業譲渡			
11 (営業譲渡の場合) 3～6について既存の営業からの変更の有無	変更あり ・ 変更なし			

- 添付書類 1 建物の配置図、各階の平面図、観覧席の配置図及び便所等の位置を示す図面
- 2 興行場の周囲200メートル以内の排水路及び住宅等の状況を示す見取図

- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為
- 4 興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた場合にあつては、当該興行場営業を譲り受けたことを証する書類

- 注 1 興行場法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者から当該興行場営業を譲り受けた者は、枠内3～6の事項のうち変更がない事項の記載を省略することができます。
- 2 法人の場合は、登記事項証明書を提示してください。

株式会社「興行場営業承継届」や「興行場営業承継届（相続）」及び「あて先」や「宛先」の印、又は「興行場営業承継届」として次のように加える。

添付書類 1 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により興行場営業を営む者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

株式会社「興行場営業承継届」や「興行場営業承継届（合併・分割）」及び「あて先」や「宛先」の印、又は「興行場営業承継届」として次のように加える。

添付書類 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により興行場営業を承継した法人の定款又は寄附行為の写し

株式会社「あて先」や「宛先」の印、又は「注 廃止の場合は、  
「添付書類 廃止の場合にあつては、興行場営業許可  
許可書を添付すること。」や

注 法人の名称、所在地又は代表者を変更した場合

書

に加える。

にあつては、登記事項証明書を提示してください。」

様式第六号を記す。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年十二月十五日から施行する。
- 2 この規則による改正前の興行場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。